

調停による和解合意に基づく強制執行を可能とする制度の創設

国際調停：条約実施法（新法）の制定

※ 調停による国際的な和解合意に関する国際連合条約の実施に関する法律

- ▶ 国際調停において和解合意が成立しても、その和解合意に基づき直ちに強制執行できる枠組みがなかった
- ▶ 令和2年9月、「調停に関するシンガポール条約」が発効（署名国55、締約国11）
- ▶ 国際的な商取引をする日本企業が国際調停を利用する機会を確保する必要
→ 我が国も条約を締結

- 裁判所が和解合意に基づく強制執行を許す決定（執行決定）の制度を創設【条約実施5条】
 - ▶ 当事者間に民事執行ができる旨の合意が必要【条約実施3条】
 - ▶ 執行拒否事由の有無（和解が効力を有するか、和解に基づく強制執行が公序良俗に反しないか等）を審査【条約実施5条12項】
- 国際性を有する和解合意（国際和解合意）に適用
 - ▶ 当事者又はその親会社の本店が日本国外にある
 - ▶ 当事者の住所・営業所等が互いに異なる国にある
 - ▶ 当事者の住所・営業所等と、和解合意に基づく義務履行地等とが異なる国にある【条約実施2条】
- 商事紛争に係る和解合意に適用（以下の紛争類型に係る和解合意には適用しない）
 - ▶ 個人が当事者となっている紛争【条約実施4条】
 - ▶ 個別労働関係紛争 例）残業代請求、解雇無効
 - ▶ 人事・家庭に関する紛争 例）離婚、相続

国内の調停：ADR法の改正

※ 裁判外紛争解決手続の利用の促進に関する法律

- ▶ 国内の民間調停において和解が成立しても、その和解に基づき直ちに強制執行できる仕組みがない
- ▶ 強制執行を可能とする制度の創設は、ADR法制定（平成16年）以来の課題

- 裁判所が和解に基づく強制執行を許す決定（執行決定）の制度を創設【ADR27条の2】
 - ▶ 当事者間に民事執行ができる旨の合意が必要【ADR2条5項】
 - ▶ 執行拒否事由の有無を審査【ADR27条の2第11項】
- 認証紛争解決事業者が行う調停において成立した和解（特定和解）に適用【ADR2条5項】（以下の紛争類型に係る和解には適用しない）
 - ▶ 事業者・消費者間の契約紛争【ADR27条の3】
 - ▶ 個別労働関係紛争 例）残業代請求、解雇無効
 - ▶ 人事・家庭に関する紛争 例）離婚、相続

※ ただし、養育費等の民事執行法第151条の2第1項各号に掲げる義務に係る金銭債権には適用される

国際和解合意・特定和解に基づく強制執行の具体的な仕組み

国際和解合意・特定和解については、**確定した執行決定のある国際和解合意・特定和解を債務名義**として、強制執行をすることができる

国際和解合意・特定和解



執行決定



強制執行（民事執行法）